

カナダ

1 経済情勢 =

カナダ経済は、好調な米国経済の影響を受け、 1997年から2000年まで年率4%以上の高い経済成 長を維持してきた。2001年には米国経済鈍化の影響 等を受けて実質GDP成長率は1.8%まで減速したが、 2002年には低金利環境下で個人消費と住宅建設投 資等が伸びたことを背景に、年率2.9%まで回復した。 2003年に入ってからは、SARSの流行及びBSEの発生 と加ドル高の影響により、年率1.9%に減速した。2004 年は依然加ドル高というマイナス要因が存在したもの の、個人消費支出の回復と輸出の拡大を背景に堅調 な回復を見せ、3.1%まで上昇し、世界的な天然資源の 高騰等を背景として、ゆるやかな拡大を維持し2006 年には2.8%となっている。一方で、2007年後半の米 国におけるサブ・プライム問題に端を発する金融市場 の混乱等により、米国経済と密接に関連するカナダ経 済の先行きに不透明感が増している。

〈表2-50〉カナダの実質GDP成長率

					(%)
年	2002	2003	2004	2005	2006
実質GDP成長率	2.9	1.9	3.1	3.1	2.8

資料出所 カナダ統計局 "Canadian Economic Observer, Historical Statistical Supplement"

2 雇用·失業対策 =

(1) 雇用•失業情勢

雇用者数は増え続け、2002年の1,531.0万人から 2006年には1,648.4万人となった。

失業率は、過去に10%を超えた時期(1991年~1994年)もあったが、近年は、カナダ経済が加速していることを背景に、過去30年で最も低い6%台まで落ちている。

〈表2-51〉カナダの雇用・失業の動向

(万人								
年	2002	2003	2004	2005	2006			
労働力人口	1,657.9	1,695.8	1,718.2	1,734.3	1,759.3			
雇用者数	1,531.0	1,567.2	1,594.9	1,617.0	1,648.4			
被用者数	1,299.6	1,327.0	1,349.4	1,365.8	1,398.6			
失業者数	126.9	128.6	123.5	117.2	110.8			
失 業 率	7.7	7.6	7.2	6.8	6.3			

資料出所 カナダ統計局 "Canadian Economic Observer, Historical Statistical Supplement"

(2) 雇用・失業対策の概要

カナダにおいては、人的資源・社会開発省が労働 (労働基準、安全・衛生、労使関係)、雇用保険、能力開 発及び年金を管轄している。ただし、労働分野の規制 権限の多くは各州政府(準州政府を含む。以下同じ)の 権限にゆだねられており、連邦政府の規制権限の及ぶ 範囲は、金融、電気通信、放送、航空、州をまたがる鉄 道・道路・パイプライン運輸、鉱業等に限られている。

人的資源・社会開発省の下に連邦政府の機関として サービス・カナダが置かれ、全国595のサービス・カナ ダセンター、電話、インターネット(ジョブ・バンク等)を 通じて、職業紹介、失業保険の給付事務を含むカナダ 連邦政府が提供する様々なサービスを省庁の所管に とらわれず、一元的に国民に提供している。雇用・失業 対策に関連するサービスとして、雇用保険プログラム、 職業能力の開発プログラム、求人情報の紹介、求職者 と求人情報のマッチング、求人お知らせサービス、職業 相談サービス等を提供している。

民間職業紹介事業については、連邦における規制はなく、州レベルでは、主として求職者からの料金徴収を禁じるなどの規制をアルバータ州などが行っている。なお、オンタリオ州では、2001年に民間職業紹介事業に対する規制を廃止している。

失業対策として、雇用保険法(Employment Insurance Act) に基づき、雇用保険(Employment Insurance) プログラムが提供されている。当該プログラムは、

a 失業者、疾病・出産・介護により就業できない者等



への直接的な収入の補助、

b 雇用の維持、就職及び準備に必要な技能向上を 支援することを目的とした雇用給付・支援措置 (Employment Benefits and Support Measures: EBSMs)の活動への補助

の2つから構成されている。EBSMsは、連邦政府と各 州政府との間で締結された労働市場開発協定(Labour Market Development Agreements: LMDAs)に 基づき、技能開発、特定の賃金補助、就職支援、雇用創 出支援等を連邦政府と各州政府との協同又は各州政府自身が提供している。

EBSMsは、更に雇用給付と支援措置に二分される。 雇用給付として、以下の4種のプログラムがある。

- (a) 特定の賃金補助:使用者に対して、被保険者への 賃金の一部を補助することにより、雇用者が通常得 ることのできない就業機会を提供、
- (b) 自己雇用:被保険者が自ら事業を興そうとする場合に必要な初期における財政的支援、事業計画作成支援等を実施、
- (c) 雇用創出パートナーシップ: 地域コミュニティによる雇用機会を創出するプロジェクトを通じて、被保険者が就業機会を得ることができるような支援を実施、
- (d)技能開発:被保険者に対して、職業を得るために必要な訓練の選択、手配を支援するとともに、受講費補助を実施。

また、支援措置として、以下の3種のサービスがある。

- (a) 雇用支援サービス: 失業者に対して、カウンセリン グ、行動計画作成、職業検索能力、職業発見クラブ、 職業配置サービス、労働市場情報提供、事例管理等 を含む就職支援サービスを提供する機関への財政 的な支援、
- (b) 労働市場パートナーシップ:使用者、雇用者、使用者協会等への財政的補助により、人材開発や労働力調整の改善を支援、
- (c)調査・イノベーション措置: 労働市場への就業や雇用の維持等を確保するために必要な活動の特定等の調査、プロジェクト等を実施するための財政的な支援。

(3) 若年者雇用対策

多くの国で若年人口(15~24歳)が減少する中、カナダの若年者人口は1995年の398万9,000人から2000年には412万8,000人に増加している。これには、政府の移民受入れ政策が貢献している部分が大きいといわれている。

1980年以降、カナダの若年失業率(15~24歳)は、 景気動向により動きはあるが、他の年代(25歳以上)の 失業率に比べ、概ね2倍程度という高い水準で推移し ており、2004年は2.2倍の13.4%となっている。

主要な若年者職業訓練施策としては、40年以上の歴史と実績を持つ養成訓練(apprenticeship)及び訓練生の全国共通資格基準プログラム(通称:レッドシール Interprovincial Standards Program/Red Seal)があげられる。今後、ベビーブーム世代の引退により養成訓練の対象である技能工の不足が顕著となる見通しのため、連邦政府は2003年から2007年まで養成訓練及び技能労働産業に係る宣伝キャンペーンを実施しており、技能工の育成促進を図っている。

また、カナダでは、1990年代に若者失業率が悪化したが、その最たる原因は、「働いた経験がないから就職できない、就職できないから働く経験ができない(No experience no job-no job, no experience)」と分析している。その解決策として、連邦政府は、1997年に若者就業戦略(Youth Employment Strategy / YES)を導入、若者が必要としていた職場体験を与えることにより、就職への円滑な移行を促している。

(4) 高齢者雇用対策

カナダ政府は2006年10月、55歳から64歳の労働者を対象とした、高齢労働者対象イニシアチブ (Targeted Initiative for Older Workers)を発表した。同イニシアチブは、連邦政府と州政府がコストを分担し、州政府がプログラムを実施する共同プロジェクトであり、失業率の高い地域及び単一産業地域における失業中の高齢者に対し、技能の評価、カウンセリング、技能習得及び新たな職業の体験機会の提供といった活動を通じて、再就職支援を行うものである。プログラム費は、連邦政府が2年間で7千万加ドルを上限とした拠出を約束し、連邦政府がプログラム費の7割、各州政府



が3割を負担。現在、同プログラムには、7州2準州(ブリティッシュ・コロンビア州、サスカチュワン州、ケベック州、ニュー・ブランズウィック州、プリンス・エドワード・アイランド州、ノバスコシア州、ニューファンドランド・ラブラドール州、ユーコン準州、ノース・ウエスト準州)が参加しており、林業・漁業・鉱業及び繊維産業を主要産業とする地域の高齢者の再就職を目指している。

(5) 外国人雇用対策

毎年、9万人以上の外国人労働者が一時的に労働者としてカナダに入国し、加の労働力不足を補っている。一時的な外国人労働者の雇用対策として、一時的外国人労働者プログラム(Temporary Foreign Worker Program)は、加の労働力不足を解消するとともに、加の経済発展のために新たな技術及び知識の受け入れに役立っている。外国人の労働力が最も必要とされている職種の1つには季節農作業労働者(Seasonal Agricultural Worker)があり、ブリティッシュ・コロンビア州、アルバータ州、サスカチュワン州、マニトバ州、オンタリオ州、ニュー・ブランズウィック州、プリンス・エドワード・アイランド州では、収穫期等農繁期の労働力不足を補う季節農作業労働者プログラム(Seasonal Agricultural Worker Program)が実施されている。

ブリティッシュ・コロンビア州、アルバータ州では、特定の分野で、外国人一時労働者の受け入れの際に必要な審査期間を短縮する労働市場意見聴取加速試験プロジェクト(Expedited Labour Market Opinion Pilot Project)が実施されている。

また、専門技能職の移民(Skilled Worker and Professionals)の受け入れも積極的に行っており、外国で得た経験や資格をカナダ国内での経験や資格と同等のものと認める外国資格承認(Foreign Credential Recognition)プログラムを推進するなどしている。

(6) 雇用保険制度

雇用保険法 (Employment Insurance Act) に基づき、 雇用者と被雇用者に課せられる雇用保険の掛け金を 財源に、失業中の者、疾病・出産・介護により就業でき ない者、生命の危険がある家族の看護のために就業で きない者等を対象として、一時的に収入の補助を行う。 受給対象者、資格、期間、額等の概要は以下の通り。

〈表2-52〉 カナダの雇用保険制度における受給対象者、資格、期間、額等

受給対象者	受給要件	給付期間	給付額
自らの意志や過失 によらず失職し、 就業可能であるが 職を見つけること が出来ない者	・失職期間が連続7日 以上 ・申請前52週間又は 以前の申請以降、保 険対象となる就業 時間が一定(地域の 失業率に応じて定め られる420~700時 間)以上あること	地域の失業 率及び保険 の対象とな る就業時間 に応じて14 〜45週間	保険対象の平均収入 (年間最大41,100加 ドル)の55%
産前・産後休暇、育 児休暇、病気休暇 の取得者	・週給が40%以上減少・申請前52週間又は以前の申請以降、保険対象となる就業時間が600時間以上あること	最大50週間	保険対象の平均収入 (年間最大41,100加 ドル)の55%
26週以内に死亡す る危険のある家族 の看護のために就 業できない者	・週給が40%以上減少・申請前52週間又は以前の申請以降、保険の対象となる就業時間が600時間以上あること	最大6週間	保険対象の平均収入 (年間最大41.100加 ドル)の55%
個人の漁業従事者	・申請前31週間において、漁業による収入が一定(地域の失業率に応じて定められる2,500~4,200加ドル)以上あること	最大26週間	保険対象の平均収入 (年間最大41,100加 ドル)の55%

(7) 職業能力開発対策

EBSMsの一環として、技能開発を行おうとする者に対して財政的な補助を行っており、05年度においては、全国で133,092人に対して合計で919.3百万加ドルの補助が実施された。

3 労働条件対策 =

(1) 賃金、労働時間及び労働災害の動向

全産業平均賃金は、次のようになっている。

〈表2-53〉カナダの週当たり賃金の推移

(加ドル) 年 2002 2003 2004 2005 2006 週給 679.32 688.31 702.87 725.51 747.08

資料出所 カナダ統計局ホームページhttp://www40.statcan.ca/l01/cst01/labr73a.htm

(注1) 時間外労働を含む。

(注2) 1加ドル=109.97円(2007年期中平均)



賃金上昇率及び物価上昇率は、次のようになっている。

〈表2-54〉カナダの賃金及び消費者物価上昇率の推移

(%)午 2002 2003 2004 2005 2006 賃金上昇率 2.3 1.9 2.7 3.2 2.7 物価上昇率 2.2 2.8 1.8 2.2 2 0

資料出所 カナダ統計局 "Canadian Economic Observer, Historical Statistical Supplement"

週当たり実労働時間(民間非農業労働者)は31~32時間前後で推移している。

〈表2-55〉カナダの週当たり実労働時間の推移

(時間)

					(-31-37
年	2002	2003	2004	2005	2006
週労働時間	31.6	31.8	31.8	31.5	31.6

資料出所 カナダ統計局ホームページhttp://www40.statcan. ca/l01/cst01/labr81a.htm (注) 時間外労働を含む

労働災害の動向は、次のようになっている。

〈表2-56〉カナダの労働災害の推移

(件) 在 2006 2002 2003 2004 2005 労働災害による傷病 359.046 348.715 340.502 337,930 329,357 1,097 労働災害による死亡 934 963 928 976

資料出所 Association of Workers' Compensation Board of Canada:

http://awcbc.org/en/nationalworkinjurydisea sesandfatalitystatistic.asp#LTI

(2) 最低賃金制度

最低賃金制度は州により異なり、連邦法の適用を受ける労働者にも実際に働いた州の最低賃金が適用される。一般成人向けの最低賃金の他、一部の職種などについて別途最低賃金を設けている州が多い。例えば、オンタリオ州においては、雇用基準法(Employment Standard Act)に基づき、最低賃金を支払うことが義務づけられている。雇用基準法の規定に違反した場合、個人に対しては「5万加ドル以下の罰金及び1年以下の禁固刑」、法人に対しては、「10万加ドル以下の罰金。但し2度目の場合は25万加ドル以下、3度目以上の場合は、50万加ドル以下」とされている(132条)。

〈表2-57〉オンタリオ州における最低賃金の事例(加ドル)

		1		
業種	~08年3月30日	08年3月31日~ 09年3月30日	09年3月31日~ 10年3月30日	
一般成人向けの最低賃金(時給)	8.00	8.75	9.50	
学生向けの最低賃金(時給) (労働者が18歳以下の学生で、 1週間当たりの労働時間が28 時間以下の場合、または学校 の休暇中における労働)。	7.50	8.20	8.90	
酒類提供者向けの最低賃金 (時給) (酒類販売許可を有する職場 で顧客に対して酒類を直接提供する業務に携わる者)。	6.95	7.60	8.25	
狩猟及び釣りのガイド業向け の最低賃金(日給)	40.00(1日当 たりの連続勤 務時間が5時 間未満) 80.00(連続か 否かを問わず 5時間以上)	43.75(1日当 たりの連続勤 務時間が5時間未満) 87.50(連続か 否かを問わず 5時間以上)	47.50(1日当 たりの連続勤 務時間が5時 間未満) 95.00(連続か 否かを問わず 5時間以上)	
自宅勤務者(一般成人向けの 最低賃議の110%)	8.80	9.63	10.45	

資料出所 Ontario Regulation Exemption, Special Rules Establishment of Minimum Wage オンタリオ州政府ホームページ

http://www.labour.gov.on.ca/english/es/factsheets/fs_wage.html

(3) 労働時間制度

カナダでは、連邦法による規制が及ぶ労働者は、運 輸業など州をまたがる業務に従事している労働者や 銀行業、国営事業など特定の事業に従事する場合に限 られており、これら以外については、州法による規制が 適用される。

連邦労働法典(Canada Labour Code)による週間標準労働時間は40時間、最長労働時間は48時間、標準労働時間を超える労働に係る割増賃金率は50%となっている。

州法による規定は、州により様々であり、オンタリオ州では、週間労働時間は44時間、最長労働時間は48時間(労使の合意及び監督機関の許可がある場合はこれを超えることも可)、標準労働時間を超える労働に係る割増賃金率は50%となっている。



〈表2-58〉オンタリオ州における労働時間制度の事例

労働時間	・別に労使間の協定のある場合を除き、1日8時間又は週 48時間以下(雇用基準法17条)。
時間外労働	・緊急事態への対処、予測不可能な事態が生じた際に不可欠な公共サービス提供、継続的・季節的な運用の確保、雇用者のブラント・機器を緊急の修理の実施であって、当該業務が必要不可欠と認められる場合に認められている(雇用基準法19条)。 ・別に定めのある場合を除き、週44時間を超えた労働には、使用者は少なくとも基本時給の150%を雇用者に支給しなければならない(雇用基準法22条)。 ・公共の祝日の労働に対しては、使用者は少なくとも基本時給の150%を雇用者に支給しなければならない(雇用基準法24条)。
弾力的労働時 間制度	特別な規制はなし。
深夜労働	特別な規制はなし。
休息·休日	・連続して5時間を超えない範囲で休息時間に少なくとも30分間の食事休憩を与えなければならない。ただし、無給(雇用基準法20条、21条)。 ・使用者は、雇用者に対して毎日労働終了後少なくとも連続11時間の休息時間を与えなければならない(雇用基準法第18条)。 ・シフトのある業務に関しては、シフト間に少なくとも8時間の休息時間を与えなければならない。ただし、連続するシフトの合計の労働時間が13時間を超えない場合、別に労使間の定めがある場合を除く(雇用基準法第18条)。 ・使用者は雇用者に対して、毎週、連続した24時間以上又は連続した2週間の労働に対しては連続した48時間以上の休息時間を与えなければならない(雇用基準法18条)。
年次有給休暇	・使用者は雇用者が1年間の勤務を完了した後、少なくとも2週間の有給休暇を付与しなければならない(雇用基準法33条)。

(4) 解雇規制

個別解雇に関し、連邦法では、勤続3か月以上の労 働者を解雇する場合、2週間以上の予告期間又はその 期間の賃金に相当する額を支払うことが義務づけられ ている。さらに、解雇手当として勤続12月につき2日分 の賃金相当額、又は、5日分の賃金相当額のいずれか 多い方を支払う必要がある。ただし、正当な解雇事由 がある場合はこれらの義務は免除される。また、特定の 事業所において50名以上の雇用者を解雇するような 集団解雇に関しては、使用者は、解雇を実施しようとす る日の少なくとも16週間前までに、書面で担当大臣に 対して通知する等の手続きが定められている。

州法においても、同様に解雇規定が設けられており、 内容は州によるが、一般に勤続期間が長いほど保護が 手厚くなるようになっている。オンタリオ州では、個別 解雇の場合、使用者は雇用者に対し、雇用者の勤務年 数に応じて、解雇日の1週間(勤続1年未満)から8週間 (勤続10年以上)前までに書面で通知等することが義 務づけられている(雇用基準法54条、57条)。また、50

名以上の集団解雇の場合、使用者は4週間前までに雇 用者の事業所に掲示することが義務づけられている (雇用基準法58条)。

(5) 出産休暇及び育児休暇制度

連邦法では、使用者は、妊娠中から出産後24週間後 までは、母子の健康に影響を及ぼすような業務からの 再配置、業務内容の変更を雇用者からの申し出に応じ て、必要と認められる場合には再配置等を実施しなけ ればならない。連続した6か月の勤務実績のある者に 対して、妊娠休暇(Maternity Leave)として出産予定日 から11週間前から出産後17週間までの間で最大17 週間、 育児休暇 (Parental Leave) として出産日又は実 際に育児をすることが必要になった日から52週間以 内の間で最大37週間の休暇が認められている。

州法でも同様の規定が設けられているが、例えば、 オンタリオ州においては、13週以上勤務実績のある妊 娠中の者に対して、出産休暇(Pregnancy leave)として 出産予定日の17週間前から最大17週間の無給の休 暇が認められている。なお、出産後の育児休暇取得が 認められていない場合は出産日から数えて6週間後ま で認められている(雇用基準法46条、47条)。また、13 週以上勤務実績のある者(性別を問わず)に対して、育 児休暇 (Parental leave) として、出産日又は実際に育 児をすることが必要になった日から最大35週間の無 給の休暇が認められている。なお、出産休暇を取得し た場合は出産休暇終了後最大37週間の休暇が認めら れている(雇用基準法48条、49条)。

なお、産前・産後休暇、育児休暇の取得者は、雇用保 険の受給対象者となっている。

5 労使関係施策 =

(1) 労使団体

全国中央労働団体として、カナダ労働組合会議 (Canadian Labour Congress) が最大の組合員を要し ており、約70.8%の組合員が所属している。引き続い て、カナダ全国労働組合総連合(Confédération des syndicats nationaux) に約6.3%の組合員が所属して いる。組織率は過去5年の民間の労働力比率で見ると 約25%で安定している。



〈表2-59〉カナダの労働組合員数等の推移

				(千人、%)
年	2002	2003	2004	2005	2006
組合加入者	4,174	4,178	4,261	4,381	4,441
民間の労働力	16,110	16,579	16,959	17,182	17,343
組織率	25.9	25.2	25.1	25.5	25.6

資料出所 カナダ人的資源社会開発省 UNION MEMBERSHIP IN CANADA - 2007

一方、ビジネスを代表する団体に、カナダ商工会議所 (Canadian Chamber of Commerce)があり、中央、州 政府への提言を活発に行っている。

(2) 争議の発生件数等

〈表2-60〉カナダの労働争議発生件数等の推移

(件、人、人								
年	2002	2003	2004	2005	2006			
発生件数	294	266	298	260	150			
参加人員	参加人員 167,987	795,06	259,825	197,721	41,484			
損失日数	員失日数 3,033,540		3,224,528	4,149,130	813,116			

資料出所 ILO "LABORSTA Internet"

(注) 半日以上継続し、かつ労働損失日数が10労働日 以上の争議

ロシア

1 経済情勢 =

1998年8月に金融危機に見舞われたが、1999年以降、ルーブルの切り下げによる国内産業の復調と石油価格の高騰を主な原動力として経済は回復に向かい、2000年に実質GDP成長率は10%を記録した。その後もテンポは落ちたものの、成長を続けている。2007年の成長率は8.1%である。

消費者物価上昇率は2006年には9.0%まで低下したものの、2007年には11.9%と再び2桁台となった。

〈表2-61〉ロシアの実質GDP成長率及び消費者物価上昇率

(%)

							(70)
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
実質GDP成長率	5.1	4.7	7.3	7.2	6.4	7.4	8.1
消費者物価上昇率	18.6	15.1	12.0	11.7	10.9	9.0	11.9

資料出所 ロシア国家統計庁 (注) 前年比

2 雇用·失業対策 =

(1) 雇用•失業情勢

近年の経済の好調を反映して、失業者数は減少しており、失業率は低下している。

〈表2-62〉ロシアの雇用・失業の動向

(千人、%)

						(-人、%)
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
労働力人口	71,411	72,421	72,835	72,909	73,811	74,187	75,100
就業者数	65,124	66,266	67,152	67,134	68,603	69,189	70,600
被用者数	月者数 - -		_	_	_	_	_
失業者数	6,288	6,155	5,683	5,775	5,208	4,999	4,500
失業率	8.8	8.5	7.8	7.9	7.1	6.7	5.9

資料出所 ロシア国家統計庁

(2) 雇用・失業対策の概要

ロシアの雇用関係を規定する基本法は労働法典と 1996年4月20日付け「雇用に関する連邦法」である。 また、職業紹介等の雇用政策を実施する機関の整備も 進められてきている。

a 公的職業紹介

連邦政府の職業安定機関として、1991年に「連邦政府による国民の雇用に関するサービスセンター」が設立された。このサービスセンターの機能は以下のとおり。

- (a) 労働者が置かれている環境が適切かどうかの評価
- (b)職業斡旋のための連邦・地方プログラムの遂行
- (c)使用者が新たな労働者を捜す場合のサポート
- (d) 失業者が技術的な技能を身につけるための職業 訓練の実施とサポート
- (e)失業保険の交付